

令和4年9月7日（水）

於・農林水産省第3特別会議室

第207回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時29分 開会

○鳥海林政課長 お待たせいたしました。少し定刻より早いですが皆さんおそろいでございますので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます林政課長の鳥海でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告をいたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め19名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、参考1といたしまして林政審議会委員名簿を配付をしておりますけれども、本日は古口委員、中崎委員、日當委員、深町委員、福島委員にオンラインで御出席を頂いております。また、河野委員におかれましては後ほど、14時30分頃と伺っておりますけれども、オンラインで御出席を頂く予定でございますので、合計で20名の委員の御出席を予定しております。

また、今回の林政審議会は、オンラインも併用しての開催となっております関係をお願いを申し上げます。

会場にお越しの皆様には、御発言の際にはマイクのスイッチがオンであることを確認していただきまして、できるだけ口に近づけてゆっくりと御発言を頂ければと存じます。また、何度か接続テストをしておりますけれども、このマイクの黒い部分を握られますと、電波がうまく飛ばないということもございましたので、マイクの下の方をお持ちになって発言を頂ければというふうに存じます。

また、オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただきまして、御発言が終わりましたらミュートにさせていただきますようお願いを申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、参考2として林野庁名簿を配布しておりますので、御覧を頂ければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いいたしたいと存じます。

土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

今日はたくさんの方が会場に御出席で、今、御報告がありましたように、河野委員が少し遅れますけれども、後半になれば、20人全員が、多分初めてなんじゃないかと思うんですね、全員が参加というのは。

それから、恐らく事務局の部課長、長官以下の部課長の皆さんも、ここに一堂に会するのはすごい久しぶりだと思っていまして、そういう意味では、かなりもうフルメンバーに近い状況でできることが、非常にうれしく思います。

御承知のとおり、今日はかなり忙しい、いつも私はドタバタしていますけれども、今日もドタバタするのが必須の状況ですが、20人の委員の方がなるべくたくさん御発言できるように努力いたしますので、是非、御活発な議論をお願いいたします。

それでは、余り私がしゃべっていますと、どんどん時間がなくなりますので、まずは織田長官の御挨拶をお願いいたします。

○織田林野庁長官 失礼します。6月28日付けで林野庁長官を拝命しました織田でございます。林政審の委員の皆様には、これまでも非常にいろいろな面で御指導を賜ってきたところでございますけれども、今後ともどうかよろしくお願いをしたいと思います。

一言挨拶を申し上げさせていただきたいと思えます。

本日は大変お忙しい中、リモートによる御参加も含めて、林政審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は二つ諮問事項がございます。一つは、いわゆるミニ白書、国有林の管理経営に基づいて基本計画というのを立てて、国有林業務運営を行っているわけでございますけれども、その実施状況について毎年公表するということになってございます。今回は令和3年度の基本計画の実施状況、これにつきまして本日、諮問をさせていただいて、それから説明、それから御審議を頂いた上で、答申まで頂ければというふうに考えているところでございます。

二つ目の諮問事項は、森林・林業白書でございます。つい最近作ったばかりのような気がするんですけども、いわゆる4年度の森林・林業白書について本日、諮問をさせていただきます。これは来年の答申に向けて本日、この後また開催される施策部会で議論をスタートさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、4月に諮問させていただいたいわゆる労確法、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく基本方針の改定でございます。いろいろ当審議会でも御意見を頂いて、そういった御意見等を踏まえまして、この度、最終案という案を作らせていただきましたので、本日、御審議を頂いて、答申を頂ければというふうに考えているところでございます。

そのほか、この時期でございますので、令和5年度の予算概算要求の概要ですとか、あと、盛土規制法というさきの通常国会で成立した法律がございます。熱海の盛土災害や土石流災害を受けて作られた法律でございますけれども、これの基本方針も、これは施行は来年の5月で

ございますけれども、それに向けていろいろ今準備を進めているという中で、基本方針、これも基本方針を作るということになってございます。その骨子ができておりますので、その内容について本日、御説明させていただきたいというふうに思っております。

いろいろ今回ございますし、また、この本審の後は、施策部会で正にまた森林・林業白書の御議論も頂くということで、関係する委員の皆様には、非常に長丁場になって大変申し訳ないんですけども、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○土屋会長 織田長官、どうもありがとうございました。

今、御説明がありましたように、今日はこれから諮問を2ついただいて、その後、審議をしますが、一番最後に、今度は2件をまとめて答申書の手交ということを行いたいと思ひます。

いつもですと1個ずつ諮問と答申とやるんですけども、ちょっと様々な都合で、一番最後にまとめてやるという形にいたしますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、諮問案件2件について、織田長官から諮問を頂きたいと存じます。

○織田林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

令和3年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、令和3年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（織田林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○織田林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

令和5年度森林及び林業施策について。

表記について森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（織田林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んで検討させていただきます。ありがとうございます。

これで一応諮問のセレモニーが終わりました。今、諮問いただきました件のうち2件目は、令和4年度森林及び林業の動向と併せて、令和4年度森林・林業白書となります。これについては、先ほど御説明がありましたように、来年春の答申に向けて施策部会で審議いただき、それを本審の方でもまた検討を進めるという形で行いますので、施策部会長、よろしくお願ひい

たします。

○立花委員 承知いたしました。しっかりと取り組んでまいります。

○土屋会長 施策部会の皆さんもよろしくお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきますので、ここで御退席をお願いいたします。

それでは、先ほど申しましたように、今日はかなり様々なことを議論することになりますので、時間がタイトです。こちらがどちらかという先をせかすような形になるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

いつも申し上げておりますように、特にオンラインでは、前回の会議のときに、古口委員からかなり厳しいお叱りを受けました。今日はよく届いているようですけれども、古口委員、大丈夫ですか。

○古口委員 もう大変クリアで驚いています。

○土屋会長 また聞こえなくなったら、適宜お叱りをお願いいたします。

○古口委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 それで、皆さん、御発言のときには、なるべくはっきりと早口にならないように御発言を頂ければ、よろしくお願いいたします。それと同時に、なるべくたくさんの方に発言機会を分配するために、なるべく要点を絞って御発言をお願いできればと思っております。これはいつもことですが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

議題1の林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてです。こちらは6月の審議会に続く審議となりますが、本日、答申まで行いたいと考えております。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊経営課長 経営課長の渡邊でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

林業労働力の確保の促進に関する基本方針でございますけれども、今ほど会長からお話がありましたとおり、6月24日の前回の林政審を受けまして、その後、パブリックコメントを実施させていただきました。

資料1-1を御覧ください。パブリックコメントの実施結果についてでございます。

1番にございますように、前回林政審後、7月14日から8月2日までパブリックコメントを掛けさせていただきました。

その概要が2番になります。意見の件数及び項目別の内訳でございますが、①提出者数は50人、項目別意見総数ということで、重複とかもございますので、こちらで整理させていただきますと、86件となっております。その下、線で挟まれている部分が、目次別に整理されたものでございまして、「はじめに」が11件、それから、1番の「林業における経営及び雇用の動向に関する事項」が14件、2番の「林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向」が9件、3番目、ちょっとタイトルが長いので割愛いたしますが、3番の(1)について30件、それから、4番「その他」について10件、それから、この方針の外側に出るといえるか、この方針に直接関わらない部分「その他」について12件の計86件ということになってございます。

そして、この86件についての対応でございます。3番ですけれども、意見に対する処理結果の概要ということで、1番、御意見の趣旨が既に本文の記述に取り入れられているものが23件、意見の一部について取り入れられているものが10件、そして意見を踏まえて修正するものが5件、その他、今後の検討課題と整理したものが48件、計86件というふうに整理をさせていただいております。

資料1-2を御覧ください。パブリックコメントの先ほどの説明上、趣旨を踏まえ修正するものとした5件の概要についてでございます。紙で御覧の方は、1-3も併せて横に並べて御覧いただければと思います。1-3が今回の諮問させていただきました基本方針の変遷についてでございます。一番右側が現行の基本方針、真ん中が前回の審議を受けた後のパブリックコメントへ掛けたバージョン、それから、左側がパブリックコメントの修正を踏まえた最終案となっております。

それで、1-2の方に戻っていただきたいわけですが、出てきた主な御意見は、大きく分けて二つになります。一つ目は、ハラスメントについてでございます。左側に意見の概要とありますけれども、左側の方でハラスメントについて、1番目のポツの方で、下線部分になりますけれども、やはり一番の問題はハラスメント問題と。文章化し大きく取り上げて改善してほしい、ハラスメント関係に関して、他産業にかなり後れを取っている、また、女性労働者の記載にセクハラを入れてほしいというような御意見がございました。

こうした御意見を踏まえまして、右側の対応でございますけれども、ハラスメント防止対策を記述したところでございます。一つ目は、3の比較表13ページの中に、ハラスメント防止対策の徹底という文言を入れさせていただきました。また、あわせて、比較表16ページにおいて同様に、ハラスメント防止対策の徹底について入れさせていただきました。

中段でございます。もう一つの御意見は、外国人材の受入れについてでございます。ポツの

一つ目でございますけれども、技能実習制度の記述をしているところでございますが、技能実習制度は労働力の不足を補うための制度ではない、また、二つ目のポツとして、技能実習制度は労働力の確保を目的としたものではないことから、基本方針への記載は適切ではない、このような御意見を頂きました。

これを受けまして、右側の対応でございますけれども、技能実習制度の理念を記述するというところで整理させていただきました。4番の部分、比較表27ページになりますけれども、文章中、下線がございますとおり、「労働力の需給の調整の手段として行われてはならず」という一文を入れさせて対応させていただきました。

そして、下段ですけれども、その他、これは表現の適正化や事実誤認の修正でございますので、適宜御参照いただければと思います。

あわせて、資料1-4におきまして、パブリックコメントで頂いた御意見の全体像を載せさせていただきます。これにつきましては、多岐にわたりますので、詳細の御説明は割愛させていただきます。

私からは以上でございます。

○土屋会長 的確な御説明ありがとうございます。

今、御説明がありましたように、前回の林政審での審議の後にパブリックコメントが実施されて、その結果については今、御説明があったとおりです。その結果に基づいて修正した箇所が、これも資料1-2で御説明があったとおりです。

パブリックコメントというのは、様々な国民の方からの御意見ですので、特に資料1-4のような形で全部がまとまっておりますので、是非御参考にしていただければと思っております。

それでは、取りまとめの審議を行いたいと思います。もう前回にかなり細かいところまで突っ込んで、様々な御意見を頂いておりますので、今回は自由にどこの部分でも結構ですし、パブリックコメントについての質疑でも結構ですので、御自由に御質問を頂ければと思います。

オンラインの方は挙手マークを上げていただくか、若しくは画面で手を挙げていただいて、こちらが気付くまでちょっと続けていただければと思っております。

それでは、いかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。小野なぎさです。

今回、質問というよりは意見と、またお願いがあります。パブリックコメントの意見もたくさん頂いていて、すごく参考になりました。林業労働力、すなわち働く人に関することという

のは、日本の林業の未来に向けて、すごく重要な課題だというふうに改めて認識をいたしました。

今回、パブリックコメントの中でじっくり見ても、ハラスメントに関する訴えというのが、たくさんあるなという印象をとっても受けまして、驚きとともにちょっとショックを受けたんですけども、事実がどうあったかというのは分かりませんが、パブリックコメントに記載したいほどの苦痛を感じておられる方がおられるという事実があるんだということが分かりました。

一件の重大な事故の背景には、29件の軽症事故と300件のヒヤリハットがあると言われるように、見えていないところにもいろいろと悩みを抱えていらっしゃる方がいるのかなというふうに思うと、今後女性の労働者、また高齢者、障害者、外国人労働者と多様な人材を確保しようとするときには、やはり林業労働災害の対策に加えて、ハラスメントを始めとした人権、コンプライアンスに関する教育の徹底というのは、ものすごく必要だなと感じています。

これは労働者を守るためだけでなく、事業者を守るためにも重要な視点だと思いますので、現状の調査、現状の把握ですとか、また防止の徹底に向けた記載はしてあるとは思いますが、具体的な教育機会の情報提供等も林野庁の方に進めていただきたいなというふうに思います。

以上、意見です。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思います。

もしも、幾つか御意見がありましたら、幾つかまとめて御意見を頂ければと思います。

福島委員が手を挙げられているようで。福島委員、よろしくお願いいたします。

○福島委員 福島です。

今の小野さんの御意見とちょっと重なるんですけども、今回のパブリックコメントにおいて、林業従事者の定着率の低さとか、女性従業者の少なさの原因の一つに、パワハラ問題があるという声が非常に多かったというのも、私自身も大変衝撃を受けたんですけども、この指摘は前回の林政審の会議では、ほとんど出ていなかった指摘だったというふうに思います。

また、外国人材に関して、技能実習制度は労働力不足を補うためのものではなくて、労働力需給の調整手段としてはいけないという御指摘も、本当にごもつもの重要な御指摘だというふうに感じまして、今回こうした御意見を踏まえて、基本方針に反映できたのは、非常によかったというふうに思います。

パブリックコメントの実施、対応は、林野庁の職員の方もなかなか対応も、時間も掛かって

大変だと思うんですけども、やはりこうした重要な現場の声を反映させるという点で、パブリックコメントの意義といますか、重要性を今回改めて実感させられました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。これも貴重な御意見だと思います。

もしもあれば、あともう一方ぐらいあってから事務局の方に振りたいと思いますが。

砂山委員、どうぞ。

○砂山委員 砂山です。

私も質問というよりは意見というか感想なんですけど、パブリックコメントのこの多さとか、たくさん御意見を頂いたなという印象を持ちました。それは先ほど福島さんもおっしゃったように、現場の方の関心の高さ、ここで言わなければならないという思いの強さを反映していると思います。

私はこの中で二つ感じたことがありまして、緑の雇用に関して、パブリックコメントもそうですけども、基本方針の中で、緑の雇用の効果とか制度が成果を上げているということは、すごくよく分かるし、実際そのとおりだと思うんですけど、ただ、私が現場で見聞きしている中で、例えばですけども、OJTの指導員の研修を受けなければ、緑の雇用に出せなかったりとか、そういう制度の運用上の使いにくいさみたいなことも、やはり感じていらっしゃる、特に森林組合とか大きな従業員をたくさん持っていていらっしゃるようなところではない、本当に切実に人材を希望している小さな事業体にまで、その支援が届くように、この後、基本方針を決めた後で、運用の課題として取り上げていただきたいなというふうに、解決して欲しいなというふうに感じました。

もう一つは、やはりこの基本方針を踏まえて、例えば多様な働き方を受け入れるという方向に多分、社会全体が進んでいっているんじゃないかな、そっちの方が時代に合っているんじゃないかなというふうに感じています。それは通年雇用だとか月給制を取り入れるということではなく、それだけではなくて、そうじゃない働き方を希望する方にも何か寄り添っていき、双方の合意に基づく多様な働き方というのを、受け入れる側も考えていけるように、何か御指導とか、制度をこれから運用していただけたらいいなというふうに感じました。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の三方の御意見は、少しずつ関連しているものだったと思いますが、事務局の方でももしもお答えがあれば、お答え、若しくはコメントですかね。

○渡邊経営課長 各委員の皆様方、御意見ありがとうございます。

パブリックコメントを受けて、我々事務局としても、特にハラスメント関係の意見が多かったということは、非常に印象に残っております。また、福島委員の御意見にもありましたように、我々も内部で検討いたしましたけれども、意見が多かったのはセクハラ関係だったんですけれども、セクハラだけがハラスメントではないというようなお話、先ほども御意見でありましたけれども、そういったことも踏まえまして、今回はセクハラだけに焦点を当てるのではなくて、ハラスメント全般に対策が必要だという趣旨で、今回記載をさせていただいたところでございます。

また、外国人労働者の指摘につきましても、やはり技能実習制度を履き違えてはならないというような御意見は多かったところでございますので、現場でのステップアップとか、そういう意味での実習は必要なんですけれども、やはり技能移転が、技術移転が趣旨の制度であるということは肝に銘じて、我々も臨んでいきたいというふうに考えております。

また、多様な働き方ですとか、小規模な事業体、こういうところも伸ばしていかないと、裾野の広がりには対応できないというのは、皆様御指摘のとおりであると思っております。今回の基本指針の記述の中にも反映させていただきましたし、また、今後も予算等を通じて、施策面でそうした目配りの利いた対応をしていきたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど小野委員からもありましたように、ハラスメント問題に関するパブコメは、かなり多くあるように見えるけれども、多分本当に氷山の一角なわけで、ですから、これはかなり真摯に受け止めてやるべきことだと思います。砂山委員がおっしゃったように、恐らく多様性を持つことは、同時にその中で様々な格差の問題とか、差別の問題とかというのを含んでしまうので、その辺のところの御配慮はよろしく願いしたいところです。

ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

中原委員、どうぞ。

○中原委員 やはり皆様がおっしゃったとおり、パブリックコメントで前回のこの会議で我々が気が付かなかったこと、これは戒めていかないことを改めて思いました。

それと、ここで話されることと現実が、どうしても物事の常ですが、乖離している部分がございます。岐阜県が県産材の素材生産が、昨年度は57万立方出ています。それで、森林組合という組織、それと民間の事業体、これは10人以上の現場職員を持つ組織、そういった事業体か

らの木材生産量は約60%あります。

じゃ、40%はというと、詳しくは把握していないので、大体と申し上げますけれども、やはり3人から5人の個人事業主の親方ですよね。支援もあったりして、それらも今では岐阜でも、3人から5人であっても林業機械を十分装備して、従来だと七、八人のスタッフでできないことをやることによって、合理化はされています。

しかしながら、細かいことのルールとかというのはあるんだけれども、大手組織、安全講習、緑の十字の旗を立てるというレベルでない小さな事業体が、実はこれは岐阜に限らず、我が国の木材生産の一番下を支えている形態であるということを忘れては、我々はいかんとします。そこも踏まえた上でトータル的な制度、大きな指針というのを出さないと、かっこよく見えても、増えるけれども、踊らぬどころか、事が進まないという状況に陥ることは十分考えられることは忘れてはならないということをつくづく思いました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

またもう少し御意見があれば、まとめて事務局の方からコメントを頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、野田委員。

○野田委員 野田でございます。

これまでに出了意見の延長でございますが、常々気になるところで申し上げますと、まず、この基本方針について、別に異論があるわけではございません。

ただ、大事なことは、こういう方針が決まった後、これがどのように運用されているか、それをどうやってフォローしていくか、あるいはそれをバックアップしていくか、運用面での仕組みづくりがしっかりしていないと、方針はできました、また5年、10年たつて見直しましょう、と終わってしまわないか懸念があります。今回こうしてパブリックコメントで、私どももこういうことがあるんだというのを、初めて知ったようなものもたくさんありました。方針の運用状況が毎年きちんと更新されていく、フォローアップされていくような仕組みづくりをお願いできたらいいなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。これからのことについての非常に重要な御指摘だったと思います。

どうぞ、立花委員。

○立花委員 ありがとうございます。野田委員の御意見と近いことを思っていたものですから、私からも一言意見を述べさせていただきたいと思います。

この基本方針の後に、恐らく都道府県がそれぞれの方針を、あるいは計画を立てていくんだと思います。そのときに、例えば3年とか4年ぐらい後でいいと思うんですけども、この基本方針、あるいは都道府県の計画がどういうふうに成果を上げたか、いつも私が申し上げているようなPDCAのサイクルを考えながら振り返りを行って、また改善点があれば見直しを検討していくというようなことを、是非やっていただきたいと思います。

あと、今回この審議の中で都道府県の様々な取組の御紹介も頂きましたし、海外におけるドイツなどの取組状況についても御紹介いただきました。そうした先進事例を捉まえながら、更によくしていくというような視点も継続してほしいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、お三方から御発言がありましたので、いかがでしょうか、事務局の方で。

○渡邊経営課長 御意見ありがとうございます。

中原委員の御意見にありましたように、先ほどもございましたけれども、林業の裾野を支えている小規模事業者というのは、やはりこれから避けては通れない問題だと思っておりまして、一つには、先ほど来の御意見がありました、いわゆるライフスタイル的な生き方みたいな問題もありますし、片一方で、やはりどうしても生活が掛かっている部分もありますので、例えば経営主にはきちんと経営ビジョンを立てるのと従業員の雇用管理ができるとか、そういったところも踏まえていただかなきゃいけませんし、従業員もきちんと生きがいがあって、それで生計を立てていくという形で働いていくというような部分も押さえていかなきゃいけないというふうに思っております。

そういったところを、大規模林業経営体だけではなくて、小規模事業者などにもやはり焦点を当てて、目配りの利いた施策を進めていきたいというふうに考えております。

それから、この方針ができた後でございますけれども、この方針というのは、やはり一つの理念とか方向性を書いたものでございまして、これ全体を俯瞰して見直すというのは、やはり次の見直しということになるのかもしれませんが、この記述の中にそれぞれの予算措置とか、そういったものが含まれていると、それが実際の現場に下りるツールとして機能するというような仕組みになっておりますので、そういった予算の執行ですとか、その効果ですとか実績、そういったもので実際に、林業の現場で我々の考えていることが、お示しいただいた

ことが適正に発揮されているかどうか、常に検証しながら先に進めていきたいというふうを考えております。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの事務局の方は特によろしいですか。

時間的にはそろそろ取りまとめに入ろうかなというところではあるんですが、まだ御発言されていない方で、日當委員、どうぞ。

○日當委員 ありがとうございます。

私からも意見をちょっとお話しさせていただきますが、労働安全の確保というところでも記述がされているところがございますけれども、先ほどの中原委員と同じような意見ではあります。岩手県におきましても小規模の事業体が多数おまして、岩手の素材生産業を支えているというところは事実でございます。

そういった中で十分に注意し、また、私どもも研修等を実施しているところではありますが、実際残念な災害事例が発生しているというところがございます。そういったところで、またあわせて、こういった林業労働災害というのは、結構チェーンソー作業に係るものが多く発生する事例がありまして、林業以外の現場でもこのチェーンソーが結構用いられておまして、チェーンソー作業で災害が起きますと、そのことが新聞等で報道されますと、一般の方は林業災害と関連付けて、イメージを持ってしまわれるところが多くあるかと思えます。

そういった意味で、せっかく林業を志してくれる若者等がおきましても、家族等の反対で、なかなかこの林業の労働力として思いを果たせないというふうなこともあります。

ですので、チェーンソー作業、他の業界でも使われることが多いわけですが、そういった業界もこのチェーンソー作業等におきましては、しっかりとした研修等がなされて、私どもの業界と同じように、しっかりとした安全旗が掲揚されるような取組を図るようなことも、併せてお願いをしたいなと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 発言の機会を頂きましてありがとうございます。

基本方針が平成22年に改訂されてから相当の期間が経過しようやく見直しが行われたという印象です。

委員の皆様から様々な御意見が出されましたが、今回の基本方針には多様な内容が盛り込ま

れており、それぞれが、時間の経過とともに状況が変化していったということで、今後は定期的に見直し作業を行っていく必要があると思います。国が内容を見直せば、その方針に沿って都道府県も計画の見直が必要となり、その過程で今までの施策を顧みながら、次の施策を検討していく好機となると思います。

また、多くの委員の皆様から、ハラスメント対策や女性労働者についてご意見がございました。私が森林・林業の仕事に携わったばかりの40年程前には、林業現場での女性労働者は限られており、やっと女性も活躍できる時代になったという印象です。また、林業の現場では、上下関係が厳しく未だにパワハラまがいのことが起こっているという現状があります。今やっと声を出せるように状況が好転してきたということで大きな進歩ではないかと思います。是非このような流れを確実なものにし、林業労働力の確保につなげていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

時間的には大体このぐらいのところかなというところなんですけど、まだ御発言されていない委員の方で、あれば、あとお一人かお二人。よろしいですか。

○中原委員 議長、最後に一言だけお話しさせてください。

○土屋会長 一言ね。

○中原委員 どうもありがとうございます。

先ほどのお話について、一つ非常に嫌なお話をお伝えします。

岐阜県の高山市の荘川村というところがありまして、そこの難攻不落で誰も手を付けなかった、木が出せなかったブナ林がありまして、そこで親子3人で、おやじは55、息子は27、スタッフが30歳で、20ミリの主索を張った800メートルの主索があるんです。そこへ通うだけで約1時間ぐらい掛かります、800メートル。難攻不落というのは、もう切り立った崖の中をおやじは行きました。

1時間たっても、おーい、着いたぞという無線連絡がないので、おかしいなおかしいなと2時間待った。息子とスタッフが登ったら、現場にはいなかったと。慌てて下りて行って警察に電話した。50メートル下に、足を滑らせたのかどうかは分かりませんが、滑落して、ヘルメットは粉碎して、後ろは半分なくなっているという事故がありました。

そういった彼らが現場で働いているということ、そういった人たちに支えながら、日本の林業は木材生産をずっと昔からやっているということ。いろいろな法律、環境の流れはあるけれども、そういうことを我々は絶対忘れてはいけないということを改めて思ったので、一言余計なことを話させていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に貴重な生々しいお話をありがとうございます。そこは肝に銘じなくちゃいけないですね。

事務局の方から特に今の何人かの御発言についてありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、取りまとめに入りたいのですが、先ほど塚本委員の方からも関連の御発言があったところですし、以前に私の方からも少し関連したようなことを述べたような気もいたしますが、基本方針の見直しの時期等についてです。

今日の御発言の中でも、やはり前回のときからかなり時間がたっており、多様性の面など、多くの事項について大きな変化があつて、対応した政策の更新がなるべく早い時期に必要であろうということ、別の言い方をすれば、P D C Aを回すためには、しかるべき期間の間に見直しが必要じゃないかということ、それから、この基本方針の変更の機会が、現場からのパブリックコメント等で、現場の様々な状況や御意見を聞く機会であること、それから、この機会が海外の事例などを、もう一度勉強し直す機会でもあるという意味も含めて、やはり適切な期間で見直しを行うべきではないかと思えます。

この辺はやはり今回の十数年というのは、ちょっと遅きに失したという感がありまして、少し短くして、つまり定期的に見直しするような方向で是非御検討いただきたいというのが、最後に会長の方からお願いしたいところですが、この辺についてはどうでしょうか。

どうぞ。

○前田林政部長 林政部長でございます。

この基本方針につきましては、この林業労働力の確保の促進に関する法律第3条第3項というところの規定によりまして、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは変更するものというふうに規定されているものですので、これまで定期的な見直しということは行ってこなかったというところでございます。

しかしながら、先ほど来、委員の皆様からいろいろ御意見を頂いております。今、土屋会長から頂いたことはもっともでございますので、今後はおおむね5年ごとに森林・林業基本計画というのを変更するというようなことになっておりますので、そういう変更などに合わせて、この基本計画の見直しの検討も行うということとするなど、適切に対応できればというふうに考えております。

○土屋会長 非常に前向きな御回答ありがとうございました。おおむね5年ごとに見直しをするということは、毎年ある程度のそのためのチェックやモニタリングというのが必要になって

くると思いますので、様々な話題が途中でありましたら、適宜林政審議会の方に御報告いただくなり、御議論を持ち掛けていただくなりしていただけると、より5年ごとの見直しがいいものになるんじゃないかと思っております。

それでは、林政審議会として、令和4年4月19日に農林水産大臣から諮問がありました林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてという諮問について、これから取りまとめを行いたいと思います。

たくさん御意見を頂きましたけれども、今日の御提示したものに対して修正意見はなかったというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

そうしましたら、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更につきましては、適当であるという旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。異議なしという声を確認いたしました。

なお、この基本方針の変更に当たりましては、9月29日に厚生労働省におきまして労働政策審議会、労政審の委員の意見を聞くこととされております。仮に労働政策審議会において修正意見が出された場合は、修正等について、会長である私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、これで普通は答申の手交に入るんですが、先ほど申しましたように、答申の手交については、この後に審議いただく国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、これも今日、諮問いただいた件ですけれども、に対する答申の手交と併せて最後に行いますので、それまでお待ちください。

ありがとうございます。

それでは、次の2件目になりますが、先ほど諮問を頂きました議題の2に移ります。令和3年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、いわゆる国有林ミニ白書ですが、について、事務局から説明をお願いいたします。

経営企画課長、お願いいたします。

○眞城経営企画課長 経営企画課、眞城です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座で説明させていただきます。

今、会長の方からお話がありました国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、こ

これは通称ミニ白書でございますけれども、例年この時期に審議会で御審議いただいております。

資料につきましては、順番が逆になりますけれども、公表いたします実施状況の本体は資料2-2でございます。それから、その概要版が資料2-1、加えて参考資料2-3を付けさせていただいてございますけれども、今日は概要版で説明をさせていただきます。一部参考資料も見ていただければと思っております。

それでは、表紙を1枚おめくりください。まずは国有林野の現状についてでございますけれども、上の囲みでございますとおり、国有林野は、国土の約2割、森林の3割を占めてございます。左の図で濃い色付けをされているところが、国有林野で多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、公益的機能の発揮が期待されているところです。色囲みの二つ目、国有林野の9割が保安林に指定されておりますほか、野生動物の生息地等で重要な森林も多いということで、世界遺産の陸域の約9割が国有林野になっています。自然遺産につきましては、後ほどトピックスで触れさせていただきたいと思っております。

もう一枚おめくりください。この実施状況についてでございますけれども、先ほど長官の挨拶にもございましたが、実施状況は国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして、前年度の国有林野の事業の取組結果を取りまとめて公表させていただいているものでございます。

この内容に入る前に、よく比較される森林・林業白書との対比ということで、資料2-3でございますが、一番最後の33ページをお開きください。こちらの表は、国有林野の実施状況と森林・林業白書を並べて記載をしております。

上の根拠法のところにあるとおり、そもそもそれが異なっているということでございます。根拠法について、森林・林業白書は森林・林業基本法、実施状況は国有林野の管理経営に関する法律です。その下に目的の欄がございますけれども、森林・林業白書につきましては、森林・林業全体の動向及び講じた施策、講じようとする施策を国会に提出するものであることに対して、いわゆるミニ白書ですけれども、こちらは国有林野の管理経営の基本計画の前年度の実施状況を報告する、その際に林政審の意見とともに9月中に公表するということになってございます。

そういった比較を見ていただいた上で、資料2-1の表紙からの2枚目のところに戻っていただければと思っております。

丸の二つ目のところでございますけれども、実施状況の構成につきましては、管理経営基本計画の計画事項に沿って記載をしております。

それから、三つ目でございますけれども、これは昨年に引き続きでございますが、記載とし

では、特徴的な取組をトピックスとして2点掲載させていただいているとともに、各地の事例をできるだけたくさん掲載して、分かりやすくなるような構成を心掛けて作ってございます。

それから、下のところでございますけれども、森林・林業白書と同様に、ページ数を整理した上で、過去のデータ等についてはホームページの方に記載をするなどの工夫をして、より分かりやすく、併せてデータも見ただけのような工夫をしているところでございます。

この実施状況の根拠等、記載の考え方について、以上でございます。

ここから中身の方に移らせていただきたいと思います。先ほど申しましたとおり、まず最初にトピックス二つを記載をしておりますけれども、その一つ目、ページで四角の1ページでございまして、そちらをお開きください。

一つ目は木材不足と価格高騰、いわゆるウッドショックに対する国有林野事業の取組でございますが、この囲みのポツの1から説明申し上げますけれども、国有林野事業では、地域の木材需給状況が急激に変化した場合に、供給調整機能を発揮するよう努めているところでございますが、二つ目、令和3年に入って住宅需要が回復するという状況の中で、輸入木材が不足する等、これはグラフの方で、左下のところでございますけれども、そういった中で国産丸太への需要が高まった中で、三つ目のポツ、各森林管理局では国有林材供給調整検討委員会の意見を踏まえまして、例えば立木販売物件の前倒しでありますとか、その量の変化はこの真ん中の下のグラフのところがございますけれども、そういった取組をしております。

五つ目のポツのところにありますけれども、そういった取組につきましては、先ほど申し上げました供給調整検討委員会で、一定の効果があったという評価を頂いているところでございます。今後におきましても柔軟な対応に取り組んでいくことにしているところでございます。

それから、トピックスの二つ目、もう一枚おめくりください。ページの2ページでございます。

これは世界遺産の関係でございますけれども、令和3年7月、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島、これが我が国で五つ目のユネスコの世界自然遺産に登録されたという件でございます。ポツの二つ目のところにありますけれども、九州森林管理局では左下の図のように遺産地域の約7割を占める国有林野のほぼ全域について、平成3年から順次、西表島、奄美群島、やんばる、三つの森林生態系保護地域に設定をいたしまして、その森林については厳格な保護、管理に努めているところでございます。

三つ目のポツ以降でございますけれども、世界遺産登録に伴いまして、世界遺産委員会から様々な要請がございました。それに対応して下の写真のような取組を進めており、保護と利用

の調整を進めているところでございます。今後も地域でいろいろ連携する場がございます。関係者と連携して、引き続き適切な保全管理を行っていくということでございます。これがトピックの2の世界自然遺産でございます。

それから、引き続きまして、ここから管理経営基本計画の記載事項に沿って整理している内容を御説明申し上げます。時間の関係上、ポイントを絞らせていただきますが、御了承ください。

3ページ目でございますけれども、まず公益重視の管理経営の一層の推進ということで、上の囲み、機能類型に応じた森林施業ということでございます。国有林野の管理経営に当たりましては、公益重視の管理経営を推進しているということで、期待される機能に応じて五つに区分して……聞こえますでしょうか。

○土屋会長 ちょっと復旧ができるかどうか、多分この回線の容量の問題だと思うので、できない可能性があるのですが、幸いと言っはなんですが、今回オンラインの方が比較的少ないので、こちらで会議を進めさせていただきます。それで復旧次第入っていただきますし、入ることができない場合には、別途御説明の場や御意見を頂く場を作るというふうに事務局の方で申しておりますので、そういう形で進めさせてください。

ちょっと答申まで入るので、そこが難しいなと思うところなんですけれども、それでは、事務局の御説明、引き続きお願いいたします。

○眞城経営企画課長 それでは、失礼いたします。3ページのところから、また再び御説明申し上げますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、五つのタイプで期待される機能について区分して、施業を行っているというところまで申しましたけれども、事例を紹介申し上げますと、①のところではありますが、森林管理局では各地で多様な森林づくりを進めており、森林の施業の特性で実績がなかなか見通しにくいという側面がございますので、国有林の実例を、民有林の関係者と共有しながら、課題や改善策を検討しています。

この例におきましては、複層林への誘導の手法、これを見える化するというところで、こうしたプロジェクトに各地で取り組んでいます。

それから、もう一ページおめぐりください。4ページでございますけれども、治山の関係と路網の関係でございます。左上の囲みの三つ目でございますけれども、近年、災害の激甚化に加えて、これまであまり災害が発生していなかった地域でも多発していると、そういった状況を踏まえ、治山事業における荒廢地の整備や、災害復旧を計画的に進めている。そのほか、右

上の1番目のところで、森林の適切な整備、保全、効率的な林産物の供給等のために林道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を実施しているところでございます。

取組として、下に二つほど例を記載させていただいておりますけれども、左側は青森の下北の大規模災害への合同調査や応急対策の事例で、右側は峰越の林道において、災害に強い路網整備を進めている取組を紹介しております。

それから、もう一枚おめくりください。5ページでございますけれども、上の色の付いた囲みのところがございますが、地球温暖化対策の推進に向けて、適正な再生林、積極的な間伐の実施、健全な森林の整備、保全に取り組んだほかに、木材利用に関して、国有林の方で実施しています庁舎整備とか森林土木工事において、炭素貯蔵に貢献する木材の積極的な活用を進めているところです。

右側のグラフの上の方でございますけれども、人工造林の面積は主伐の増加に伴って増加傾向、それから、人工造林面積の増加に伴って、真ん中の下刈りが必要なところも増加しますが、実行については、下刈りについては省力化に取り組んでいますので、ちょっと減少するという傾向にございます。下のところは人工林の高齢級化に伴って、間伐面積は減少傾向にありますけれども、地球温暖化対策計画も踏まえ間伐について引き続き積極的に実施しています。

事例につきましては、④番でありますけれども、成長に優れた苗木による下刈りの省力化を記載しています。林業の現場におきましては労働力の確保、これが課題でございます。限りある労働力を下刈りから、できるだけ再生林に振り向けることが可能となって、結果として温暖化対策に貢献するという位置付けでございます。ちなみに木材の活用事例については、資料2-3に庁舎の整備で木材利用の例を記載しています。この事例は後ほどホームページで紹介いたします。

それから、6ページの生物多様性の保全でございます。上の囲みの2番目、保護林、緑の回廊において保護、管理の推進を行うということで、事例としてその下の事例⑤、蔵王の病虫害に遭ったアオモリトドマツの再生に向けて関係機関と連携した取組でございます。また、右側の事例⑥でございますけれども、朝日山地の保護林におきまして、特定外来生物でありますオオハンゴンソウの駆除作業の取組でございます。

ちょっと上に戻って囲みの3番でございますけれども、あわせて針広混交林化や複層林と、多様な森林づくりの取組を進めていることを記載しています。

次の7ページをお開きください。森林の流域管理システムの下での取組ということで、これは左上の囲みのところで、林業の技術開発・普及の取組といたしましては、左下の事例⑦のよ

うな低密度植栽や新たな架線集材の取組を紹介しています。

右上の囲みのところで上のところ、複数年契約や樹木採取権制度を通じて林業事業体の育成にも取り組んでいるところでございます。

樹木採取権制度につきましては、4月の林政審でも運用状況を説明したところですが、令和3年までにパイロット的に全国10か所で指定いたしまして、そのうち6か所について樹木採取権を設定したところ。例として事例⑨に、契約締結したことを紹介しています。右下のこの樹木採取権制度の概要については、本文からQRコードでホームページにリンクする工夫しているところでございます。

それから、もう一ページお聞きください。8ページでございます。囲みの左のところでありませけれども、民有林と連携した施業の推進、協調出荷の取組、それから右側に移りまして、これは林業技術者の育成、あわせて、市町村に対する技術支援ということで取り上げております。事例として⑩番で、北海道で共同施業団地を設定して、民、国で事業地を集約して、共同の中間土場で木材の販売をしている取組を紹介しております。

それから、次のページ、9ページをお聞きください。国民の森林としての管理経営ということで、色付きの囲みの上側でございますけれども、国有林野事業への理解と支援という観点で、会議や地元の懇談会を通じての情報発信であります。

その下、これは森林環境教育の推進でございます。この事例ということで、左下の事例⑫でありますけれども、フィールドを活用、これは遊々の森でございますけれども、そのフィールドで小学生を対象とした森林環境教育、もう一つ下の事例⑬につきましては、これは森林管理局で森林環境教育のコンテンツを作って活用している例でございます。

右側には、その取組回数を表で記載してございますが、年間1,546回ということで、令和2年度より大分回数が増えているところでございます。

それから、次のページ10ページでございますけれども、これは地域の企業やボランティア団体との協定締結ということで、上の囲みのところでございますが、活動の内容に応じて、いわゆる木の文化を支える森林づくりや多様な活動の森林づくりについて、下の事例の⑭⑮でございますけれども、国民参加の森林づくりの設定などによって、森林の整備保全の国民参加という形での取組を進めているところでございます。

それから、次の11ページをお願いいたします。国有林野の維持、保存について、まず左側、国有林野の維持、保存に必要な森林の巡視を行っております。事例としても⑯でグリーン・サポート・スタッフが入山者のマナーアップの呼び掛け等を行っているところでございます。

それから、左側の下のポツですけれども、森林病虫害防除の取組、これは事例で⑰ですけれども、ナラ枯れ対策ということで、誘引捕殺で実際に対応しています。

それから、右側に移りまして、鳥獣被害の防除でございますけれども、被害の大きいシカ被害対策といたしまして、ICT技術の活用の事例でございますけれども、そもそも課題としてわなの見回りに非常に労力が掛かるということで、その低減に向けた取組ということでございます。

それから、12ページを御覧ください。こちらは保護林、緑の回廊をとということで、その保護、管理と希少な野生動物の保護ということでございます。こちらは、トピックスでも世界自然遺産のことに触れさせていただいたところでございますけれども、保護林、緑の回廊の事例、それから、希少な野生動物の保護ということで、下の事例⑱でございますけれども、環境省と連携いたしまして、北海道でございますけれども、シマフクロウの生息地において、いわゆる生息の環境整備の取組を行っていることの紹介でございます。

それから、13ページでございますけれども、林産物の供給ということでございます。国有林からの林産物の安定供給と需要の拡大に向けた取組ということで、囲みの1番目でございますけれども、地域において木材の安定供給体制の構築を図るということで、木材を持続的、計画的に供給しているところですが、その実績につきまして、右のグラフに記載がございすけれども、令和3年度の実績は丸太換算で516万立方です。

それから、トピックでも紹介しましたけれども、このポツでいうと一番下になりますが、国有林材供給調整検討委員会を開催して、木材不足、価格高騰がございましたので、その影響を踏まえて供給調整を行ったということでございます。

その事例ということで、事例⑳でございますが、輸入構造材の不足の状況で、北海道でその代替となるトドマツ供給の例を記載してございます。

引き続きまして、14ページでございます。国有林野の活用という観点でございますけれども、左側、地域の振興に資するということで、公共目的などへの国有林野の貸付けや売払い、右側でございますけれども、公衆の保健ということで、レクリエーション利用について取り上げてございます。

ちなみに、右上の囲みの二つ目でございますけれども、国立公園と国有林が重なる地域の中で、取り分け重点地域として知床、日光、屋久島等を設定して環境省との連携をより強化して、利用の利便性等の向上に取り組んでいるところでございます。

それから、国有林野の活用の事例として、左下でございますけれども、アイヌ文化の振興と

ということで共用林野の設定でありますとか、あと右側、事例②は国立公園の連携ということでございますけれども、コロナ禍でなかなか現地に行けないという中で、環境省と連携してグーグルのストリートビューを活用してホームページに載せた例ですが、昨年からは始めて昨年度の未までに日光のエリアについて4万回の閲覧があったということで、関心があったということです。今後もそういった取組や利用につながる取組を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、次の15ページでございますけれども、公益的機能維持増進協定に基づく民有林の整備ということで、国有林の中に民有林が入り込んでいるような場所、隣接なり介在しているところについて、そこと一体的な森林整備を進めるということで、事例③は間伐の例でございます。

それから、右は効率的な事業の実行ということでございますけれども、右の囲みにございますが、GISやレーザー計測といったものを用いて効率的な事業の推進を進めております。事例としては地上レーザースキャナーを用いて収穫調査をしている例であります。これは近畿中国森林管理局で取り組んだものであります。今後広げていきたいということでございます。

それから、16ページ、最後のその他ということでありますが、課題として一つ目、左側、人材の育成でありますけれども、先ほどと関連する部分もございまして、国有林の職員の育成ということで、ドローンやGISといった技術の利活用の向上という観点の演習を行っているということ、それから、右側は東日本大震災からの復旧・復興への貢献ということでございまして、例の方では右下でありますけれども、避難指示解除区域での、安全作業の観点も含めてでありますけれども、森林整備を平成29年度から進めているということを紹介させていただいているところでございます。

時間の関係上、ちょっと足早の説明で大変恐縮でございますけれども、以上で令和3年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、いわゆるミニ白書の説明とさせていただきますと思います。

引き続き、国民共通の財産であります国有林の役割が果たせるように、管理経営に取り組む所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○土屋会長 非常にボリュームのある内容を簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございました。

今、事務局の方からは、オンラインの方々も復帰したというふうに聞いたんですが、復帰さ

れていますかね。今の私の声は聞こえているのかな。また聞こえなくなったら、こちらの進行を中断してもいいですので、是非御報告ください。

○古口委員 聞こえなくなることはないようお願いします。

○土屋会長 ごもっともなんですけれども、ちょっと座長としては何ともし難いところもあるんですけれども。

それでは、これから審議に入ります。冒頭の方で御説明いただきましたように、国有林ミニ白書という名前が付いていますが、白書とこの国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況というのは、ちょっと性格が違ってきます。森林・林業白書の方は、御存じのとおり、森林・林業基本法に載っているもので、これから講じる施策について、林政審議会に意見を求めるという形です。そのための参考資料として講じた施策と、それから動向というのがくっついてくるというスタイルです。

それに対して、今やっている国有林ミニ白書は、昨年度の実施状況、基本計画の実施状況を林政審議会に報告して、農林水産大臣の側からいけば、林政審の意見を聞くということになるんですけれども、国有林管理経営法には「林政審議会の権限」という特別な項目が付いていて、農林水産大臣に意見を述べるができるということで、国有林の管理経営基本計画策定のとくと同じように、意見を述べる権限がはっきり書いてある。

これに基づいて事務局、林野庁としては、この実施状況を公表すると同時に、審議会の意見も公表するというのが義務付けられているんですね。これはですから、少し白書とは違うことになります。

それで、ちょっとこれからの議論の仕方を少し変えたいと思うんですけれども、つまり、いつもの白書やこれまでのミニ白書ですと、それぞれの項目についての御質問や、それから注文、ここはちょっと分かりにくいから、写真を変えた方がいいとか、図表を変えた方がいいという、これも建設的な御意見なんです、それは国民に対してこの状況を説明するために必要な事柄ですので、それも御審議いただきたいところなんです、そもそも、これは管理経営基本計画の進行管理なんです。

基本計画というのは、10年の基本計画はまだ半分に行っていないところなんです、昨年こうなったよということは、その前からの実施状況がある程度この中で経年的に分かりますので、その中で去年がこうだったということだとすると、それに対して審議会としてどう評価するのか、うまくやっているじゃないかという意見もあり得れば、もうちょっとなんとかせいという話も出てくるわけですね。

それから、何か改善方策というのではないのか、こういうのは改善方策としてあり得るだろうという話もあるわけで、ちょっとこれは、これまで余りここではやっていなかった、時間が短いこともあってやっていなかったんですが、初めにちょっとその練習、今回は練習で、来年度辺りから少し本格的にやりたいと思いますけれども、この状況に対して、委員の皆さんはどういう御意見をお持ちなのか、要するに、白書そのものではなくて、こういった状況、経年の状況の変化というのについての御意見を頂ければと思うんですね。つまり、実施状況についての御意見を頂きたいということです。白書についての表現方法その他についての意見は、その後で伺います。

どうぞ。

○吉川委員 この資料を全体的に見ますと、令和3年度に国有林が取り組まれた事業内容がうまく表現されていると思います。今後の国有林に対する期待を込めて、取りあえず3点お話をさせていただきます。

一点目は、トピックス1のウッドショックの話ですが、昨年度は、このウッドショックによって木材製品の価格は非常に高騰して、2倍から3倍近くまで上がったわけですがけれども、一方、丸太価格は、スギで2万円、ヒノキで3万円を上回った地域もありましたがこれは高騰したと言えるようなレベルとは考えておりません。

さらに、立木価格をみますと、大きく価格が上昇したという多少上がった程度であり、現状では元の状況に戻ってしまっているというのが実感でございます。

我が国の林業、木材産業を持続的な資源循環型産業にしなければならないわけですが、今の状況では資源循環型産業になっていると言えるのでしょうか。例えば、皆伐した後の造林をみると国有林は100%再造林しているけれども、民有林では全国的に見れば3割しか実行されていない状況であり、これは資源循環型と言える数字じゃないですよ。

それから、先ほどのいわゆる林業労働力の問題も含めて資源循環型の林業経営にするためには、やは山元の立木価格が上がらない限り、なかなか難しいと考えています。幾らコストダウンしても成り立たない状況であり、やっぱり立木価格が上がるような方策を考えなくてはならないと思います。さらには、林業労働者の賃金も上げていかなければ人は集まりません。

最大の山林所有者である国有林が、各地方の林業経営者らと連携をして、山元の立木価格を何とか引き上げるための方策を考えていただきたい、そういう感じがいたします。

2点目は、新しい林業の実現という取組を、去年辺りから始められているわけですが、各地域でそれぞれ違いがあるわけですから、この新しい林業に向けた技術開発を、国有林が先頭に

立って地域ごとに積極的に進めていただきたいなと思っているところです。

国有林というのは国民共有の資産、財産であり、各地域に広大なフィールドを管理されているわけですから、このフィールドを生かして造林から育林、伐採に至る各施策について新たな取組を試行して、どうしたらうまくいくのか、どうして失敗したのか、こんなことを明らかにしながら、それこそ地域ごとで議論ができる機会を増やしていただけないかなと思っています。

三点目は、ICTを使った鹿対策というのが、15ページの事例④にございましたけれども、皆さん御存じだと思いますけれども、国有林の職員で小林さんという方がいらっしゃるんですね。小林さんが考えた小林式誘引捕獲法というのがございまして、これが非常に効率がよくて、従来のわな捕獲と比べると、3倍も4倍も捕れるんですよ。しかも道端に仕掛けられるので、仕掛ける作業も、それから捕獲した個体の処理も非常にやりやすいと聞いています。

この捕獲システムの普及を進めて、各地域で民間の林業関係者や猟友会と一体となって、この小林式誘引捕獲法を積極的に進める方策を進めて頂きたいと考えています。林業経営の上でシカ被害は、非常に重大な問題です。それこそ何で造林しないんですかと言うと、いや、鹿に餌をやっているものですからとお答えになる方が非常に多いです。中原さん、そうですね。山に餌場を作っているようなものなんですね。これじゃ林業をやってくれというのは無理ですよ。だからこのシカ対策に力を入れてやっていくしかないんじゃないのかなというふうに考えています。

以上、三点ほど申し上げました。時間があまりありませんので、この辺でやめさせていただきますと思います。

○土屋会長 進行に御協力いただきありがとうございます。

今、吉川委員がおっしゃったような御意見が今欲しかった意見ですので、つまり国有林の施策について、この状況を読んで、こうあるべきだという御意見を頂きたいというのを、まずちょっと初めにやりたいということです。

松本委員、どうぞ。

幾つかまとめてからお答えいただきます。

○松本委員 松本です。よろしく願いいたします。

吉川さんの1点目の御指摘、そのとおりだと思ひまして、ちょっとそれに関連してなんですけれども、まず、この国有林野の管理経営の実施状況というのは、私は初めてこれを拝読させていただいて、国有林は非常に頑張っておられるなど。さすがやはり、民有林の中では放置林とか、ちょっと不健全な状態が多い中で、国有林はこんなに活用されているんだと、管理され

て、これはもう絶対守っていただきたいなというふうには思いました。

特に民有林の方からいうと、説明の7ページ目にあるように、やはり林業の成長産業化への技術開発、実証の場とか、あるいは林業事業体の育成とか、これは国有林ならではというか、こういうふうな形で民業の方も支援していただけると非常にいいなと。

ただ、8ページ目に、民有林材との協調出荷の推進というのがあるんで、これもいいなと思ったんですが、やや国有林から出てくる材の供給というところを考えたときに、ちょうどトピックス1のウッドショックの御説明の中で、結局、供給量をある程度コントロールしていますよと。需要が低迷する場合は供給を控え、需要が供給を上回っているときには、供給を補完するというようなお話があって、前からちょっとこれは関心があったんですけども、これは誰が決めているのかなというところ、国有林材供給調整検討委員会というのが各地域にあると、ここで決めているのかと思いました。

そこで民有林の民有人工林の経営という観点からいうと、需要と供給のコントロールは非常に大切で、何が大切かというところ、やはり価格ですね。木材価格。できれば買手市場より売手市場、つまり常に需要が供給を上回っている状態、供給不足にしているというのが、売手市場の原則的な姿だと思うんですけども、ここにどういう影響があるんだろうかと関心があります。

このトピックス1で、ウッドショック対応として国有林が供給量を増やしているというのは、吉川さんが御指摘された点なんですけども、多分川中、川下分野に対する供給補完であって、川上の山林所有者にとってみれば、言ってみれば横からあんまり供給してくれるなど。野菜でも不作のときには価格が上がる傾向にあります。価格をコントロールするというのは本当に大切なことで、適正価格をそこは実現したい民有林人工林の所有者がいると。ここにどういうふうに関与するかなというところが、非常にポイントじゃないかなと。

トピックス1では、量の補完の数字があるんですけども、実はこれがどういうふうに関与に影響を与えたかというところは、今後そういう観点で、もしこういう実施状況をレポートするのであれば、そういった点を入れていただければ、有り難いかなというふうには思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう一人。

どうぞ、砂山委員。

○砂山委員 私もやはり前のお二方の御意見と同意なんですけども、民有林の物流まで、木材販売まで関わっております。その中で、やはりこのトピックス1で、量に関しては需要に対応をし

ていただいたというのは、とても成果だと思うんですが、それによって私たちが期待した木材価格が高騰というか、上がる、山元に返るお金が少しでも多くなるというチャンスを、もしかしたら国有林が潰されたのではないかということ、会社でもよくお話をしています。そういうふうな印象を民有林側は持ってしまうているんですね。

なので、この量に対する需要には供給を増やすことで、量には対応した、けれども、価格の面でどのような対応をしたかというのは、ここには全然現れてきていないですね。これじゃ、先ほど松本先生だったかな、おっしゃった山元に返る、国有林だけがよかったらいいのかというふうな印象をやっぱり持ってしまうているので、そこはどんなふうに対応されるかというのもきちんと残すというか、お話をした上で、どんなふうにも成果として上げてくるのかというのにも必要な視点だと、私もそう思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、お三方からの御意見のうち、吉川委員は三つで、ほかの話題もあるんですけども、お三方共通の御意見、話題もありました。お答えを頂いてもよろしいですか。

○嶋田業務課長 業務課長の嶋田でございます。よろしく申し上げます。

ウッドショックを契機に、いろいろ需給のバランスというのは、かなり今までと違う状況が起きてまして、ここでも御紹介していますように、我々は供給調整という枠組みでいろいろ対応してきたところでございます。

価格に対する御懸念、正しく需給の状況が価格に反映されるということで、非常に重要な視点だと思っております。価格については、確かに御紹介しております供給調整検討委員会というものを中央、それから各森林管理局単位で年に4回ぐらい開催しておるんですけども、その中でも川上、川中、川下、それから、学識者なんかも含めた委員の先生に出していただきまして、大きな目で御議論いただいているところでございます。

当然川上の方にも御意見を頂きながら、その供給をどのように調整していくかということをお願いしておりますので、そういう意味では、そもそも川上に属する組織として、当然川上の皆様の御意見も反映しながら供給調整をやっているところでございますし、実際に供給調整検討委員会の中でも、価格のところには十分注意を払うようにというコメントも頂きながら御議論いただいているところでございまして、そういった意味では、そういう価格面にも留意しながら、供給調整を行ってきたというふうに考えております。

国有林の供給調整の価格への影響に関しては評価が難しいところですが、一応令和3年度、最終的には、ある程度需給バランスの形成には、供給調整検討委員会では一定の効果があった

というふうな評価も頂いているところでございます。

それから、山元の価格を上げるという本質的な部分について、国有林だけでということではなくて、やはりいろんなところで各地で実証なんかも行いまして、施業作業の低コスト化を図っていることで、それを更に民有林の方にも一緒になってやっていただくことで、山元に落ちるお金が増えるようにということは、これからもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○眞城経営企画課長 経営企画課の眞城でございます。

大きく二つほど御質問、御意見を頂いているんだと思いますけれども、まず一つは、いわゆる技術的なところの開発、国有林がフィールドを持っているというようなこと、更に言えば、全国に組織があるということをもって、御指摘いただいたとおり、フィールドを使って実際に事業をやりながらの実証ということも含めて、取組を進めてきているところでございます。

ちなみに、本文の方でも、25ページなんですけれども、現地検討会の記載がございますが、これは実際に普及の観点でいうと、民有林の関係者の方々も半分ぐらい入っていただいて実施しています。

この検討会が国有林のフィールドの事業の中で得てきたノウハウなり、実証されてきた結果、そういったものを御披露し、普及する場ということでございますけれども、国有林は長きにわたって施業できることもあり、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それから、シカの関係でございます。御紹介いただいた小林という職員によるわなの新しいやり方で、実際に始めたのが平成28年頃からでありますけれども、誘引方法を工夫するということで、当初は近畿中国森林管理局の職員であり、その管轄内での普及ということで進めてきましたけれども、この数年、そのエリアを広げて、また、餌を変えることによって、農業の方にも効果があるんじゃないかということも含め更なる普及の取組を進めているところでございます。

ちなみに、この小林式誘引捕獲は以前より取り組んでいるところでございますので、昨年の報告のときに、御紹介したところでございますけれども、御案内のとおり、この方法は、非常に効果があるものだという認識を持って、引き続き広げていければと考えているところでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

実は私の差配が悪くて、かなり時間が押しているんですが、まだもう少し御意見を頂きたいんですが、オンラインも、それから、この対面の中でも、まだ御意見を頂いていない方がかなりいらっしゃいます。まだ御意見を頂いていない方を優先したいと思っております。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 発言の機会を頂いてありがとうございます。

本文の9ページ目の図-2の国有林野における人工林の齢級構成が気になっております。齢級構成は将来の森林・林業の姿を占う重要な図としてしばしば取り上げられ、理想的には平準化に向かうべきとされております。国有林においては完全に再生林がなされている、ということですが、将来の齢級構成に関してモデルとしての国有林が考えている対策について、伺いたいと存じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

オンラインの方で深町委員と、それから、河野委員から手が挙がっておりますので、お二人に順番に御発言を頂ければと思います。まずは深町委員の方からお願いいたします。

○深町委員 ありがとうございます。

私の方から三つぐらい意見と質問も含めるような形でお願いします。

一つ目は、4ページ目にあります公益的機能とか、あるいは災害、特に災害対応に関連してです。最近の災害による被害は深刻なものとなっておりますが、ここで書いていただいているように、積極的にいろいろやっただけだとわかります。ただ、実際の現場に行ったときに感じるのは、今までに起こった災害に対しての対応が十分でなかったりとか、あるいは、再生するために広葉樹などを植えたとしても、簡単に森林が再生する状況があるわけではないということです。中には失敗してしまっているんじゃないかというようなところもあったりするんですけども、それはそれでしっかり検証してどうするかというようなことを、今後国有林の中でどういうふうに住組みとして作っていただけるかが大事だと思います。また、森林の機能に基づくゾーニングというのはされていると思うんですけども、例えば道路沿いに植林が迫っていたりしますと、そのことによる災害が大きくなったりするので、よりきめ細やかな森林のゾーニング、土地利用や管理のあり方を、是非議論していただきたいと思います。資料に流域治水については書いてありますが、最近では地域の伝統知や地域知を活用した防災・減災だとか、あるいはグリーンインフラのような形で、防災の在り方というものもいろいろな手法があります。それらをどういうふうによく取り入れていけるか、土地利用の在り方と実際の技術などについて、国有林がモデルになるような取組をしていただきたいなと思っております。

二つ目は、10ページ、11ページに関連します。ここでは森林の文化やナラ枯れ、マツ枯れへの対応について書かれていると思います。全体的に資源利用としては、やはりスギ、ヒノキの

利用というのが中心となっているんですが、もう少し多様な林業、森林資源利用という観点から、広葉樹材やマツなどをどういうふうに生かして進めていくかが重要だと思います。マツ枯れやナラ枯れへの対応を、単に病虫害を防ぐというのではなく、何のために防ぐか、やはりその先にある、例えば日本のマツの文化の継承、あるいは広葉樹材の利用や空間利用など、これから先の目標に対応するような形で施策を位置付けていただくのが大切だと思います。

重なりますけれども、文化という観点でいろいろな事例を紹介していただいていると思うんですが、地元の経済にも関連してくるような多様な森林資源の利用というところを、更に強調していただけるといいかなというふうに思いました。

最後は、12ページにあります保護林あるいは生物多様性に関連するところです。いろんなモニタリングなどを精力的にやってきていただいていると思うんですが、こうした取組の中で蓄積されているデータ、検証された結果をもう少し広く公表、共有し、例えば生物多様性の保全に国有林がどれだけ貢献しているかというのを、科学的なデータや分析に基づいた知見としてこれからの施策などに積極的に利用していくことが大事だと思います。そういったところからのデータの取り方、あるいは公表の仕方というようなところで御検討いただければ有り難いというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員 御指名ありがとうございます。また、御報告ありがとうございます。

御説明いただいた資料は、基本計画の進捗管理という前提で伺っておりまして、私のような一般消費者にとってみると、大変学びが多い内容だというふうに受け止めました。その上で、5ページに御報告いただきました公益重視の管理経営の一層の推進というところに関しまして、一言申し上げたいと思います。

ここには実践内容が正直に書いてあると思うんですけれども、関係者、当事者の方々の問題意識と、今現在の社会課題との整合性というのを考慮した形で、報告内容を整理していただいてもいいのではないかなというふうに感じているところです。

現状、カーボンニュートラルに向けて、国を挙げて実行計画策定をしているところでして、各省庁さんからはいろいろな提案が出ています。当然GHG削減に向けては、新しい技術ですとか、ルールメイキングが進められていくんですけれども、私自身は一般国民として、森林や林業が持っているポテンシャルは、ものすごく大きいというふうに思っています。

是非カーボンニュートラルという視点から、グローバル課題であり、国として国際的に約束してしまっている数値達成のために、森林・林業分野が社会に向けてもっとアピールする部分を、こういう報告に上手く盛り込んでいただければというふうに感じました。

私も参加している政府のGX実行会議というのがございまして、そこでカーボンプライシングなど様々な具体的施策が出てくるんですけども、カーボンニュートラルに寄与できる林業という視点で、是非、民間投資を積極的に呼び込む、自分のところでできることだけではなく、そういった外部に対するアピールという視点で、社会の価値基準の転換が起こるような攻めの御報告を考えていただければと思いました。

地球温暖化の防止、気候変動というのは、社会に向けてアピールできる物すごく大きな課題だというふうに思っておりますので、一言申し上げました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、お三方から御意見を頂きましたので、まとめて御回答いかがでしょうか。

○嶋田業務課長 業務課でございます。

先ほど災害の支援災害なんかが発生したときの対応が、なかなか十分じゃないんじゃないか、あるいは順調にいけないところもあるんじゃないかという御指摘がございました。国有林は一般的に非常に奥地にあるところも多くて、いろんな意味で条件も厳しいところではあるんですけども、災害対応はやはり地域の皆様の安全・安心を確保するために不可欠なものでございますので、そういった条件を克服しながらしっかりやっていきたいと思っております。

それから、流域治水の話等も頂きまして、いろんな工夫をしていくべきだというふうに受け止めました。本体工事のみならず、いろんな情報、関連ツールも最近進展しております。例えば、山の写真なんかでも衛星を使ったり、ドローンを使ったり、そういった形で、地域の皆さんの御協力なり、あるいは関係の機関の皆様との連携なりがしやすくなるようなツールもそろってきておりますので、そういうのも使いながら進めていきたいというふうに思います。

それから、松くい、あるいはナラ枯れの関係で、そういう文化的な価値なんかも考えながらというような御指摘を頂いているところでございます。森林そのものを扱うときに、文化的な価値というのをどう取り入れるかというのは、我々もいろいろ悩みながらやっておるんですけども、やはり関係する方々、そういった方々との御協力というのが、やっぱりその分野については恐らく不可欠だと思います。

我々、例えば、松くいの被害を軽減するための薬剤の散布とか、あるいは被害木の処理とか

というのは、我々の役割としてやりますけれども、例えば地域の皆さんに御協力いただいて、松葉かきをやっていただくとか、そういったものは是非、皆さんと協力しながらやっていくということで、実際に地元地元で協議会なんかを設けて、そういった活動をやっているところもございますので、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○眞城経営企画課長 経営企画課、眞城です。まず、斎藤委員の方からございました、9ページの齢級構成の関係でございますけれども、今、この齢級のところでいうと、一番山になっているところ、ここがいわゆる伐採の適齢になっていますが、今後については、これは森林・林業基本計画のときも御議論いただいたところでございますけれども、そういったような森林において、複層林の誘導も進めていくという方向の中で、国有林は、先導的にそういうことに取り組んでいくべきという内容にもなっております。

実際にかつてと同様に、単層林で進めていけるかという、今申し上げたような方向性というのも踏まえて、今後、実際に地域で計画していく森林の扱いにおいて、そういうことも考慮しながら、実際に伐採をして造林をしていく、それが結果として、平準化にもつながっていくということなんだろうと認識しております。

人工林全体の面積に占める毎年の主伐の割合は小さいものの、それぞれの地域ごとに森林での施業の方法を考えながら進めていく中で、御指摘のあったような課題にも貢献していくということとっております。

それから、深町委員の方から、多様性に貢献しているデータについてのお話ございました。各保護林等でモニタリングを実施しているところで、その結果につきましては、それぞれの地域において保護林管理委員会で御報告をさせていただいているところでございます。

内容については、保護林、それから、森林の状況は地域で異なりますので、それぞれの結果を報告しておりますが、引き続き委員会や必要なそのほかの場でもお伝えをさせていただきながら、保護林の管理を適切に進めていきたいと考えています。

それから、河野委員から社会課題との整合との観点で、森林のポテンシャルへの認識の御質問、御指摘だと思いますけれども、例えば、本文の方で申し上げますと、19ページのところを御覧いただきたいと思いますが、表題そのものを地球温暖化対策と位置づけているところです。

その中で森林整備等の取組ということで、実施状況を報告しておりますけれども、そのベースとなるグローバルな動きということで、例えばパリ協定の記述でございますとか、次の次のページでございますけれども、21ページに、事例のところ少し具体的な書き方をさせていただいておりますけれども、九州森林管理局の苗木の関係ですが、将来にわたって二酸化炭素の

森林吸収量を確保、強化するといったことが目的という形で関連付ける記載をさせていただいております。

御指摘のとおり、そういったところをきちんとお伝えしていくことが重要かと思っておりますので、今後ともそういった社会的な背景等とのリンクをよく考えながら、報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

大分時間が押しているんですが、まだ御発言いただけていない方も多くいらっしゃるんですが、全部はちょっと無理かもしれませんが、もう少し御発言、今、手が3人挙がっていますが、よろしいですか。

そうしましたら、今、私の方から出島、玉置、丸川委員の順番でよろしいですかね。お願いいたします。若干簡潔に。

○出島委員 簡潔に。私から3点ほど意見させていただきたいと思っております。

1点目は、まず世界自然遺産、トピックの2として上げていただいておりますけれども、本当に日本の宝と言って間違いのない自然環境を、国有林としてしっかり保護を中心に利用も含めて、今後進めていくというのが非常に重要だと思っておりますので、改めましてですけれども、是非よろしく願いいたします。

特に南西諸島については、やはり利用の側面が非常に強まる可能性が懸念され、これまでの世界遺産以上に懸念されるかなというふうに思っておりますので、その点を十分御留意いただければなというふうに思っております。

あと、2点目は鹿のお話、これまでもありましたけれども、捕獲頭数が増加傾向、右肩上がりで続いているというのは、日本全体の鹿の頭数自体がピークアウトしている状況の中で、増加傾向というのは非常に重要なことで、成果だというふうに思いますし、ただ、まだまだ多いという状況は間違いありませんので、引き続き是非、取組を進めていただければというふうに思っております。

あと、3点目は再生可能エネルギーについてです。この資料でいきますと、多分貸付けのところになると思っておりますけれども、昨年度、森林・林業基本計画で再生可能エネルギーを位置付けまして、国有林の手続にも明確にしたという中で、非常に多くの再生可能エネルギーの計画が国有林内にも今ある状況です。

我々がちょっと試算しただけでも、多分10万ヘクタールは超えていると思っております。既に今現

状、再エネ以外も含めた貸付け全体で7万ヘクタールになっていますけれども、それ以上が既に計画をされている状況だというふうに思いますので、これについては、やはり今後の、今回のミニ白書は問題にする必要はないと思いますけれども、今後は国民の思いとして、公益的機能を重視しながら、再生可能エネルギーをどう導入していくのかという部分については、今、環境アセスメント頼みといいいますか、そういうふうな手続になっているかなというふうに思いますので、ここは改めて国民の思いとしてどう管理していくかということを考えて、例えば今10万ヘクタール近く計画があるというようなことも公表するような仕組みとか、そういう中で国民的な議論をしていくというような仕組みが必要なんじゃないかなというふうに思っていますので、是非御検討いただければというふうに思っております。

私からは以上です。

○土屋会長 ちょっと今、10万ヘクタールの計画というのは、風力とか……

○出島委員 そうですね、風力が中心ですね。

○玉置委員 先ほどから皆様の御意見の中で川上の価格の問題がありましたので、ちょっと意見を言いづらいのですが、川下の木材利用側の場合ウッドショックの影響で、近々の調査で全国、ピンポイントですが、木材は36%上がっております。

ただ、価格高騰とは別に、国産材利用への移行という事はいろんな事情があったのですが、定着したなというイメージを持っております。それはいろいろな施策で前倒し供給とか、供給調整をしていただいたおかげだというふうに、今日ここに書いてあるように思います。川下の木材利用する側としては、安定供給が一番大事ですので、最初、半信半疑だったり不安だったところが、払拭され信頼性が生まれたというふうに思っております。

今回勉強したのは、やはり川上、川中、川下のサプライチェーンの必要性ということです。今後それを継続・普及していくために、方針が決まってからの運用、取組は各地方行政との連携が大切だと思います。ただものすごく地方の行政林政に関しては温度差があって、全く興味がない県があったりします。そういう状況を知っていただいた上で、運用に関して指導の必要性があると思っています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 ありがとうございます。

本文の28ページの樹木採取権制度の進捗でございます。これまでの審議会の議論の中で、相

当大きく国有林についての政策議論を展開して、始まったばかりだと思うのですけれども、実績と、今後どうだということをPRしていくことは、国有林の理解が深まるんじゃないかというふうに思っております。事例も出ておりますが、今どういうふうに評価されておられるのかというのを、お聞きしたいなと思っております。表現の問題ではございません。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう一人、オンラインで中崎委員の方から手が挙がっておりますので、御発言をお願いいたします。

○中崎委員 ありがとうございます。中崎でございます。

今、国有林との事業推進の中で、今、民有林との相互連携というのは大分進んできているなというふうに、私は理解をしております。その中で今、委員の皆さんの御意見の中で様々あったんでありますが、私はこの9ページのやっぱり森林環境教育の推進というのが今、最も重要なんじゃないかなというふうに理解をしております。

と申しますのは、山側にいますと誰も魅力がないので、山を処分したいという方々が随分多くなってきています。それは例えば木を売っても、山側には何も残らない、再造林するぐらいの利益も残らない、賃金を上げるぐらいの利益も残らない、そうした状況の中でこれから、うちの子供たちも後継者もないし、もう要らないので、森林組合で処分してくれ、あるいはもう誰も買ってもらう人がなければ、もうあげるよと、そういう人たちがどんどん増えています。

そして、もう一つは、今まである森を利用するのではなくて、やっぱり根本的に植えて育てる、そして伐って使う、そういった物語を子供のうちから、やっぱりこれを循環させる林業というものを理解してもらっていないと、ますますこれはもう廃れてくるんだと。それをやっぱり国有林を中心に、我々森林組合系統なんかと連携をしながら、それを進めていくことが肝要ではないかなというふうに思います。

例えば岩手県の例を見ますと、学校林というのが小学校で295校のうち43校、中学校で148校のうち21校あるんでありますが、これは2割に満たないんであります。ほとんどが分収林契約で、契約の終了によってもう廃止になっております。現在、そのうち利用していますという小学校はたった9校です。中学校は5校です。

こういう状況の中で、本当に豊かな森、日本はすばらしいという、そういう教育が全く進んでいけないというのは、危機的状況であります。人口減少社会の中で、これは国有林であれ、我々民有林であれ、やっぱり担い手の確保も大変な状況であります。その中でいかに国土を守

っていくかということ、やっぱり今回の取組の中からはしっかりとPRしていかなければいけないのかなというふうに思いますし、それをやっていただくのは、やっぱり国有林を中心に、我々民有林を守る立場と、やっぱりしっかりと連携をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

以上であります。

○土屋会長 今、中原委員から拍手がありました。

今、4人の委員の方から御意見、御質問を頂きましたので、御回答をお願いいたします。

○嶋田業務課長 まず、出島委員の方から御意見を頂いておりますけれども、すみません、再エネの関係の御指摘でございます。再エネの関係は、いろいろ非常に関心が高まっているというふうに認識をしております。

令和3年6月に作りました森林・林業基本計画におきまして、国有林と再エネの関係では、いろんな事務の迅速化、簡素化などを行いという表現とともに、森林の公益的機能の発揮と調和する再エネの利用促進を図ることが明記されておりますので、この考えに従って対応していくというのが基本姿勢でございます。

そういう中で、御提案としてアセス頼みになっている再エネの計画なんかを、何らかの形で明らかにできないかということなんですけれども、これは多分、御案内のことだと思うんですけれども、計画段階でかなり中身というものは大きく動くものでもあり、事業区域の範囲は実際の貸付面積よりもかなり大きめの数字になりますし、また民間の事業者の経営の中身に入るものでもございまして、なかなか同じ基準で、同じ精度で並べて把握するというのは、非常に難しいというふうに考えております。

そうは言いながら、御指摘のとおり、再エネの関係について国民の関心、国有林野をどう活用するのかということについての関心は高まっておりますので、何らかある程度しっかりした数字の段階、具体的に言うと、貸付けの状況の数字については、再エネの部分について充実させた形でホームページで公表するようなことを検討していきたいというふうに考えております。

それから、国有林材の安定供給、木材の安定供給の関係で御意見を頂いたところでございます。正しく国有林野事業の役割の一つとして、木材の安定供給というのがございまして、その供給調整なんかでも、そういったものを念頭に置きながらやっているところでございます。

都道府県によって非常に温度差があるという話もございましたけれども、供給調整委員会の中に都道府県の方なんかにも参画していただいておりますし、そういった方々の情報も得なが

ら、安定供給というものをしっかりしていきたいというふうに、バランスよく供給していきたいというふうに考えております。

○眞城経営企画課長 出島委員の方から、まず世界遺産の取組ということで、利用とのバランスを含め、御懸念の部分等々お話いただきました。今回の奄美等の遺産のところでも、地域の会議では地域の地公体のみならず、その他の関係者の参画がある中で、連携を取るという形での取組を進められていくところでございます。そういった機会の中で、適正な対応ができるように進めていくことになると思います。

それから、シカの捕獲につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、例えば新しい捕獲の方法を普及するとの観点も加えて進めていきたいと思っております。

それから、樹木採取権の関係について御質問を頂いております。説明で触れましたとおり、今パイロット的な樹木採取権の設定をしたところでございますけれども、実際にその事業等が動き出すのは、これからというところではありますが、そもそものこの樹木採取権の目的、趣旨の重要なところで、林業経営者の育成という観点、しっかりそこに資するというところで、今後取組を進める考えでございます。樹木採取権の取得により事業の見通しがたてやすくなった等の声が聞かれるところですが、具体的な評価については、もう少し時間を頂ければと思っております。

森林環境教育のお話でございます。年少者からしっかり森林・林業について理解いただくという観点、これは重要だと思っております。国有林におきましても、これまでも、事例にもございますけれども、遊々の森における取組、それから年少者も含めてですけれども、例えば国民の森林づくりといった取組もあり、国有林のフィールドを様々な形で活用いただけるというところもございますので、御指摘のあったような、それぞれの地域の取組の特性に合わせて森林環境教育をはじめ、森林・林業について正しく伝えるという観点での対応をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ御意見を頂きたいところなんですけれども、まだあとその他で二つありますし、その後に答申の手交もありますので、そろそろまとめに入りたいところなんです、たつての希望があるようなので、すごく早く立花委員からどうぞ。

○立花委員 御指名いただきありがとうございます。

お願いがございます。基本計画の実施状況ということなので、例えばこのミニ白書の最後に、来年度においてはこういうことをやるということになっていると、例えば一ページを入れてい

ただ、それを受けて翌年度はこういうことをやりましたというような対応関係が分かるような構成にしていただければ、正に土屋会長がおっしゃっていた進捗管理に資するのではないかと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

あと、木材価格の関係なんですけれども、どうしても価格が上昇すれば、代替財が入ってくるということになりますから、その辺りの環境を我々は考えなければいけない。国産材価格が高くなり過ぎて、それならばほかの財を使いますとなってしまうと、結果的に国産材は使わなくなる可能性が高まりますから、その辺りの関係性を考えた上で国有林材をいかに安定的に適切に供給していくかというのがあるということも、我々は認識しなければいけないと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今、1点目の進捗管理だったら、来年度は何をやるかというのを書かないと、次年度に検討できないというのは、そのとおりだと思います。ちょっとこれは、これまでそういう形になっていないので、なかなか難しい部分もあると思いますけれども、御検討いただければと思います。

どうぞ。

○橘国有林野部長 国有林野部長でございます。

たくさん委員の皆さんから御意見を頂きました。今、御審議いただいている国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況ということで、この基になっている基本計画、これは平成30年度に作っておりまして、来年12月にまた作るというようなスケジュールでございますので、今日頂いた貴重な御意見も踏まえながら、またそれに併せて、最後、立花先生から頂きました進捗管理に資するようなまとめ方にしたらどうかというような点についても、併せて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○土屋会長 御回答ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それで、今、古口委員からちょっと連絡がありまして、次の会議があつて、これで失礼いたしますということなんですが、ちょっと御意見的なことが書いてありますので、それを述べます。これは実はこの後のことに関係するところですけども、ひとまずここで読み上げておきます。

危険な盛土を制定する法律に期待しています。特に町村においては、林道等に廃棄物混じりの土が不法に投棄される事案が多発しており、行政の指示命令にも従わない業者の対応に苦慮しています。この法律が実効性あるものとなることを願っています。

というのが、これからその他のところについて御意見を頂いています。今ちょうど退席するところですので、御報告いたしました。

ありがとうございました。

それでは、ちょっと私の方の進行が悪くて、もう大分時間が過ぎておりますので、ここで全体の取りまとめをさせていただきたいと思えます。

本日、農林水産大臣から諮問がありました令和3年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、林政審議会としての取りまとめを行いたいと存じます。たくさんの貴重な御意見を頂きましたが、特に修正意見というものはなくて、これからのことについていろいろな御意見を頂いたと考えています。

それから、実は初めのところで、文章、図表等の表現についての改善意見などについては後でお聞きすると言いましたが、時間がなくなってしまいました。これは大きな修正にはならないと思えますので、是非、例えばレイアウトの在り方とか、図表の見え方とか、写真とかについては、事務局の方にメール等で御意見を頂ければと思います。それはよろしく願いいたします。

それでは、今の諮問に対して適当であるという答申をしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございました。異議なしという声が多数ということで、審議会として適当であるということに決したいと思えます。ありがとうございました。

答申の手交については、先ほどの林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてと併せて、一番最後に行いたいと思えます。

それでは、ちょっと時間が大分押してしまって申し訳ないんですが、議題3のその他に入ります。資料3-1から資料3-2について事務局から説明を受け、委員の皆様からの御意見、御質問はその後に、大分違う内容なのですけれども、その後をお願いをすることにいたします。

それでは、令和5年度林野庁予算概算要求の概要について、事務局側からの御説明をまずお願いいたします。

○鳥海林政課長 林政課長でございます。

資料3-1を御覧ください。令和5年度林野庁関係予算概算要求の概要についてでございます。

1枚目は全体の予算ですが、林野庁関係の要求額、合計でございますが、3,505億9,300万円、

対前年度で117.8%でございます。公共事業が2,316億円、非公共が1,190億円、シーリングの中で目いっぱい要求をしております。この8月末に財務省に提出をしたところでございます。

また、米にありますとおり、国土強靱化、TPP、食料安全保障に向けた経費は、今後、予算編成過程で検討するという事になっております。

1枚おめくりください。1枚目はただいまの全体額ですので、飛ばさせていただきます、その次の3枚目でございます。

カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長という、正に基本計画に掲げられた考え方に基きまして、予算を要求しております。

①がグリーン成長総合対策ということで、非公共の中心となる事業でございます。川上から川下までの取組を総合的に支援をするというものでございまして、令和4年度の116億円から155億円に増額をして要求しております。

アからオまで柱がございますけれども、最初のアが一番大きな柱で、林業・木材産業循環成長対策ということで、国産材の供給体制の強化、あるいは循環利用の確立に向けまして、木材の加工流通施設の整備、路網の整備、また、高性能林業機械の導入、間伐、再生林の促進の観点から、造林への新規参入者などの多様な担い手の育成、さらには再生林の低コスト化、また苗木の安定供給を支援をしていくというものでございまして、こちらに118億円等と。

また、イが建築用の木材供給・利用強化対策でございますが、木質耐火部材等の利用実証ですとか、大径材の活用、またCLT等の利用環境整備等を支援するものでございまして、16億円と。

また、ウが木材需要の創出・輸出力の強化対策でございます。非住宅の木質化に向けた工務店との技術サポート、あるいは木材製品の輸出促進、あるいは特用林産物の需要拡大等を支援するものでございまして、6億円と。

エが「新しい林業」に向けた林業経営育成対策でございまして、伐採から再生林、保育に至る収支をプラス転換をしていく「新しい林業」の経営モデル構築を推進をしていくというものでございまして、6億円でございます。

オがカーボンニュートラル実現に向けた国民運動の展開対策でございます。植林等の森林づくり、また森林クレジット等の創出を拡大していくといった取組を推進するものでございまして、3億円でございます。

1枚おめくりいただきまして、②がデジタル・イノベーションの総合対策でございます。林業機械の自動化、遠隔操作化ですとか、また最近のデジタル技術が様々ございまして、これは

地域一体となってフル活用していくような戦略拠点を構築していくといったようなものでございまして、32億円でございます。

③が林業・木材産業における「人への投資」の総合対策でございます。新規就業者への研修ですとか、労働力のマッチング、外国人材、労働安全対策など、多様な担い手の確保、育成を支援をしていくということでございます。57億円等でございます。

④が森林・山村地域の振興対策でございまして、多面的機能の発揮ですとか、山村地域の活性化を図るための新たな森林コンテンツの育成、普及などを支援をしていくというものでございまして、15億円でございます。

また、⑤としまして、花粉発生源の対策でございます。花粉症対策苗木への植え替えですとか、杉の雄花の着花状況の調査などの支援をしていくというものでございまして、2億円でございます。

1枚おめくりいただきまして、⑥から⑧が公共事業でございます。間伐の着実な実施ですとか、主伐後の再造林、また林道の開設、普及などの森林整備事業ですとか治山事業を、それぞれ増額して要求をしているところでございます。

今後、財務省との折衝を経まして、年末に向けて、できるだけ充実した予算を獲得できるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、盛土規制法の基本方針の骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

○箕輪治山課長 資料3-2を御覧ください。治山課長の箕輪でございます。

資料3-2、これは盛土規制法の基本方針の骨子案でございます。盛土規制法、これは通称でございますけれども、宅地造成及び特定盛土等規制法という法律が、本年5月に成立いたしました。本法律に基づいて基本方針を今後策定することとなりますが、その策定に当たっては、林政審議会等の意見を聞くこととされておりますので、今回御報告をさせていただきます。

なお、現在、この基本方針案については、国交省とともに設置をしました検討会において検討を進めておりますので、今回はその検討会で提示された骨子案について御報告をいたします。

基本方針は法律に定められた四つの項目、資料では漢数字で示した四つの項目でございますけれども、これごとに整理をすることとしてございます。

1点目は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な事項ということで、本基本方針の位置

付けとか、盛土等に伴う災害の防止の考え方について整理をするということとしてございます。

2点目としては、基礎調査の実施について指針となるべき事項。基礎調査というのは、本法律に基づいて規制区域等を設けるわけでございますけれども、その規制区域を指定するための調査を都道府県知事が行う際の調査の考え方等を整理をするということとしてございます。

ページをめくっていただきまして、三つ目でございますけれども、3点目としては、各規制区域の指定について指針となるべき事項ということで、先ほど申しました基礎調査の実施後に都道府県知事等が区域指定を行うわけですが、その指定までの手続等を記載するということを考えてございます。

4点目としては、その他の重要事項ということで、先ほど古口委員からもお話がありましたけれども、廃棄物が混じった盛土の発生防止策とか、そういうことについて記載を進めたいというふうに考えてございます。

なお、今後の基本方針については、先ほど申しました検討会で具体的内容等を検討していくこととしております。そして最終的には、本審議会でご意見を伺うこととなりますので、またそちらの際にはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○土屋会長 簡潔に御説明いただきありがとうございました。

それでは、非常に短い時間なんですが、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。二つ違う案件ですので、どちらについての御質問、御意見かを明示の上、御発言をお願いいたします。

松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 すみません、松浦です。

ただいまの御説明のありました盛土規制法についてなんですけれども、今ある危険な盛土については、区域指定すれば勧告とか命令を出せるというようなお話を、前にちょっとお伺いしました。行政機関としては法律の遡及は、できれば可能な限り避けたいというのが本音だと思いますけれども、参議院の法制局の解釈だと、公共の福祉とか国民の安全に関わることであれば、遡及も可能であるというような解釈もあるようです。これは確認なんですけど、今ある危険な盛土についても、この法律が施行された暁には、改善や撤去させることも可能になるのかどうかを、再度、確認させてください。

それと、もう一点、最後に太陽光発電所との関係に少し触れられているのですが、再生可能エネルギーに関する対応等で、具体的にはどういうことを考えられているのか、現段階で可能

な範囲でお答えいただければなと思います。

以上です。

○箕輪治山課長 治山課長の箕輪でございます。御質問ありがとうございます。

まず1点目の、端的に言うと、新しい法律ができたときには、一般的には法律ができた瞬間から、その後に行われる行為に対して法律の効力が及ぶというのが、一般的なのかなと思いますが、今回の盛土規制法については、この法律ができる前に造られた盛土についても、規制区域内の土地で災害防止措置とかが行われていないというような場合については、土地の所有者とか施設の所有者に対して、ちゃんとそういう措置をなささいよという命令を行うことができるという、そういう規定が設けられておりますので、過去の盛土についても遡って適用することができるというところでございます。

2点目、太陽光発電の関係については、太陽光発電を設置するときに、やはり盛土等を行う場合がありますので、その際にもしっかりとこの規制法に基づく措置というのを行っていただくということが必要になるというふうに考えておりますので、そこら辺についてしっかりと整理をしていきたいなというふうに考えてございます。

○松浦委員 すみません、その際に今ある、例えば再生可能エネルギーのうち太陽光メガソーラー発電所などで危険な盛土等があったとしても、それが区域指定された場合は、勧告や命令を出せるというような解釈でもよろしいでしょうか。

○箕輪治山課長 そうですね。そこの地域が規制区域内の該当になるということ、また防災措置が取られていないということに対してということなんですね。ただ、一般的には多分、そのメガソーラーというような規模であれば、一定の多分、防災施設には設置はされているかなというふうには思いますけれども、もしそういう措置が取られていないという事象があるのであれば、そこら辺に対して命令をするということができるとかなというふうに考えております。

○松浦委員 一般的には大規模なメガソーラー発電所ですと、林地開発許可基準の委員会で詳細な検討はしていると思いますが、時には施工計画などを守らない業者もいて、後でいろんな問題が出てくるという現場もあるようです。そういった問題に対してこれが適用されれば、今後、より良い方向になるのかなと考えております。

以上です。すみません。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなり時間はなくなっているんですが、あとお一人ぐらいいかがでしょうか。

そう言うと手を挙げにくいですかね。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、一応今のその他については、これでおしまいにします。

それでは、一番初めに申し上げておりました答申の手交に移ります。答申書を読み上げさせていただきますので、ちょっと立たせていただきます。

農林水産大臣 野村哲郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について（答申）。

令和4年4月19日付け4林政経第16号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。林業労働力の確保の促進に関する基本方針を別添（案）のとおり変更することが適当である。

以上です。よろしくお願いいたします。

（土屋会長から織田林野庁長官へ答申文を手交）

○土屋会長 農林水産大臣 野村哲郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和3年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（答申）。

令和4年9月7日付け4林国経第39号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。令和3年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、別添のとおり公表することが適当である。

以上、答申です。

（土屋会長から織田林野庁長官へ答申文を手交）

○土屋会長 以上で今日の二つの答申の手交が終わりました。どうもありがとうございました。

これでもう30分以上、実はオーバーしているんですが、次に施策部会がありますので、もうこれ以上延ばせないなので、これで終わりにさせていただきますが、これも代々の林野庁長官にやっていたいっているんですが、最後に長官としてのコメントを頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○織田林野庁長官 本日も大変熱心に御審議いただいて、またいろいろ貴重な御意見を頂いたというふうに認識しております。予算の概要なんかも説明をさせていただきましたけれども、今今の林野庁の課題、今は昨年作らせていただいた基本計画に基づいて施策を講じているわけ

でございますけれども、特にやはりこのウッドショックからウクライナ危機という中で、やはり国産材に目が向いて、国産材の供給体制を強化していかなきゃいかんと、こういう、これが大きな課題の一つになってございます。

これにちゃんと対応していくためには、玉置委員からの話もありましたように、まずやはり顔の見えるサプライチェーンをより太くしていくと、そういう形でサプライチェーンを作らないと、川中、川上も投資もできませんので、やっぱり安定した需要、そういうサプライチェーンを作りながら安定した需要を確保しながら、川中の製材も川上の丸太の方もそういう出していけるような、そういう対応、対策を講じていかなきゃいかんというふうに思っておりますし、また、当然そういう形で木を伐れば、この再生林の問題、今も話がありましたように、3割ぐらいしか造林されていないという状況、これをしっかり再生林をしないと、伐ってちゃんと植えないと、カーボンニュートラルに貢献するということも言えませんし、当然国土保全等の機能も果たせませんし、さらには、将来の活用できる資源の持続もできないということですので、この再生林というのも安定供給の一環として不可欠なものだということでございます。

そのために予算でもいろいろ対策を講じようというふうに考えているわけでございますけれども、当然そこには労働力の問題が、今日御審議いただきましたけれども、労働力の問題もあるし、それに加えて、やはりより効率的な経営を行っていただくためのいろんな新しい技術、エリートツリーだとかデジタルだとか、機械だとか、そういったこともやっていかなきゃいかんということだと思っております。

全て基本計画には書かれておりますけれども、ある意味、急激な世界情勢の変化によって、よりスピード感が求められているということでしょうし、また、より具体の施策は、より効果的なものになるようにやっていかなきゃいかんのかなというふうに認識してございます。

それから、もう一点は、やはりここ数年といいますか、特に最近、今まであんまり森林・林業とかに関わりのなかった企業の方々が、非常に関心を持ってきておられるという状況が、肌で感じられるところでございます。これはある意味、追い風でございますので、いろいろ我々も対策を講じておりますけれども、こういう外のエネルギーを森林なり林業なり山村なりにうまく誘導していくと、これも非常に重要な局面になっているんじゃないかというふうに考えているところでございますので、そういった意識を持って、またいろんな施策を講じていきたいというふうに考えてございますので、委員の皆様には引き続きの御指導、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○土屋会長 長官、どうもありがとうございました。

以上で今日頂いた審議することになった議題は終わりになろうかと思えます。

最後に、少し座長の方から述べさせていただきます。恐らく特別なことがない限り、今回の林政審議会が2年間の今期の最後の会になろうかと思えます。もしかするとあるかもしれませんが。それでちょっと御挨拶させていただきます。

これも私はどなたかということはよく存じ上げていないんですが、每期何人かの委員が退任されて、新しい委員と交代されております。したがって、今期で退任という委員が、恐らく何人かおられると思えます。その方々につきましては、これまでの御尽力に深く感謝し、それから、今後是非、様々な場面で林政の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それから、来期も引き続きとどまって委員を続けられる方々には、今期の審議会は非常にフランクに議論ができた、オンラインでの参加という難しい中でもできたと思っております、この審議会の習わしを是非維持、発展させるような開かれた審議会を来期も作っていただくことをお願いしたいと思っております。

座長といたしましては、開かれた審議会と言いながら、いつもかなりあたふたとした審議で時間をオーバーしつつ、かなり御迷惑をお掛けしたところですが、皆さんの御支援、御協力どうもありがとうございました。

以上で、一応今期の締めさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了します。委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○鳥海林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきますと存じます。

皆様におかれましては、長時間にわたりまして御審議を頂きまして、ありがとうございました。

午後4時12分 閉会